

発議案第9号

市民の意思に基づく市民活動団体支援を求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月20日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	横 山 博 美	㊟
	同	河 野 慎 一	㊟
	同	植 田 進	㊟
	同	小 澤 宏 司	㊟
	同	正 田 富美恵	㊟
	同	塚 本 路 明	㊟
	同	橋 本 淳	㊟

提案理由

市に対し、市民の意思に基づく市民活動団体支援を行うよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

市民の意思に基づく市民活動団体支援を求める決議

市民活動団体支援金交付制度（1%支援制度）は、市民活動団体の活動の支援及び促進を図ること等を目的とした制度であり、本市は全国でも数少ない実施自治体の一つである。また、市民にとっては、自身が納める税の使い道を決める制度でもあり、市民協働のまちづくりに大きく寄与するものである。

その制度運用について、過去の議会答弁によると、より充実した制度とするため、制度の改良・改善を加えていくことを前提として、要綱により実施しているとのことである。しかし実際は、団体及び議会への十分な事前説明がないまま、新年度が始まる直前に制度変更を行うなど独善的な運用がなされているところである。

平成27年度は、当初、支援金額の上限を10万円とし、5万円を超える分はその4分の1を支援するという、複雑かつ市民の意思を反映しづらい内容に変更された。議会は市民からの相談を契機に、予算修正及び請願採択を経て、従来どおりの実施を求めたが、その後、説明もなく新たな上限額が設定されたことは記憶に新しい。

今後の方向性については、団体関係者等で構成されるプロジェクトチームにおいて協議がなされているとのことである。方針が決定するまでは、従来どおりの内容で実施するべきだが、平成28年度の新制度では、1つの団体を選択した場合には、0.5%のみの支援にとどまるもので、またしても市民の混乱を招く変更となった。

そうした中、総務常任委員会では所管事務調査の一環として、先進市である市川市への視察や市民団体との懇談会を実施した。懇談会での主な意見は、他市において、補助金の確保に悩む団体が多い中、1%支援制度は対外的に誇れる素晴らしい制度であり、団体にとっては精神的なよりどころであるといった、制度を評価する声がある一方、制度変更について、事前に十分な協議の場もないまま、唐突に支援金額の上限が設定されたことで、団体の予算編成に苦慮したとの意見が多くあった。たび重なる制度変更は、市民の意思を無視した場当たり的なもので、制度に対する市民の不信感が募るばかりである。こうした不安定な状況が続くことは制度の根幹を揺るがすものであり、ひいては、市民活

動の衰退を招くこととなる。1%支援制度は市民が主役であり、市民に事前の十分な説明がないままの制度変更は許されるものではない。

よって、議会は市に対し、市民の意思に基づく市民活動団体支援を行うよう強く求める。

以上、決議する。

平成28年6月29日

八千代市議会